

徳島大学研究支援・産官学連携センター施設管理規則

平成27年4月1日

研究支援・産官学連携センター長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学における施設の管理運営に関する規則（以下「管理運営規則」という。）に基づき、徳島大学研究支援・産官学連携センター施設（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(施設利用の原則)

第2条 施設は、徳島大学研究支援・産官学連携センター（以下「センター」という。）の特定の教員及び技術職員（以下「センター構成員」という。）の専有物ではなく、大学全体の共有物として取り扱うべき社会資本であるとの観点から、施設利用は、第3条に定める施設利用者に施設が貸与されることにより、行われるものとする。

2 利用する施設は、知的基盤としての社会資本であると認識するとともに、施設の有効利用と施設環境の良好な維持に努めなければならない。

(施設利用者)

第3条 施設利用者は、次に掲げるものとする。

- (1)センター構成員
- (2)本学の教員、技術職員、事務職員及び学生
- (3)本学の教員との共同研究者
- (4)センターが受け入れた受託研究者及び外国人研究者
- (5)その他研究支援・産官学連携センター長（以下「施設管理責任者」という。）が適当と認めた者

(施設分類)

第4条 施設は、センター専用施設、インキュベーション研究施設、管理部門施設に分類する。

- (1)センター専用施設とは、センターが主に共同で利用する施設をいう。
- (2)インキュベーション研究施設とは、センターが別に定めた研究施設をいう。
- (3)管理部門施設とは、事務室等の運営支援スペース、階段及び便所等の施設利用者全体が利用する施設をいう。

(施設利用責任者)

第5条 施設管理責任者は、管理運営規則第7条第1項に基づき、室ごとに施設利用責任者を1名指名する。

2 施設利用責任者は、施設の利用計画を作成し、その実施に努めるとともに、施設管理責任者の指示に従って、施設利用についての調整を行わなければならない。

(貸与期間)

第6条 センター専用施設の貸与期間は、施設利用責任者の任期又は研究期間満了の日までとする。

(施設の点検・評価)

第7条 施設の状態、機能及び利用状況等を把握するため、施設管理責任者は点検・評価事項を定め実施する。

(使用料等)

第8条 施設利用責任者がセンター以外の研究者等である場合は、別に定める使用料及び光熱水料等の経費を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、施設管理責任者が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用の取り消し等)

第9条 施設管理責任者は、施設利用責任者がこの規則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障をきたすおそれがあると認めたときは、その利用を取り消し、若しくは停止させることができる。

(原状回復の原則)

第10条 施設利用責任者は、施設の利用期間が終了したとき、又は前条の規定により利用を取り消され、若しくは停止させられたときは、貸与時の原状に復して返却するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるほか、施設の利用に関し必要な事項は、施設管理責任者が別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。